

兵庫県公報

令和7年1月17日 金曜日 第583号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| | ページ |
|---|-----|
| 告 示 | |
| ○ 管理理容師資格認定講習会の指定（生活衛生課） | 1 |
| ○ 管理美容師資格認定講習会の指定（同） | 2 |
| ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 3 |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課） | 4 |
| ○ 道路の区域の変更（同） | 4 |
| 公 告 | |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課） | 4 |
| ○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同） | 5 |
| ○ 入札公告（物品管理課） | 6 |
| 公安委員会規則 | |
| ○ 交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則 | 9 |
| 正 誤 | |
| ○ 令和6年12月24日付け兵庫県公報第578号中 | 25 |

公布された法令のあらまし

◎交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第2号）
交番の再編整備に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第19号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和7年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 主催者の名称及び住所
名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤弘良
住 所 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01（8階）
- 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地
名 称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
所在地 大阪府中央区谷町1-3-1-401
- 講習日程

| 日程 | 第1回 | 第2回 |
|-----|--------------|--------------|
| 第1日 | 令和7年8月25日(月) | 令和7年9月22日(月) |
| 第2日 | 令和7年9月1日(月) | 令和7年9月29日(月) |
| 第3日 | 令和7年9月8日(月) | 令和7年10月6日(月) |

4 講習会場の名称・所在地等

名称 兵庫県農業共済会館
 所在地 神戸市中央区下山手通4丁目15-3
 電話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

| 講習科目 | 講習時間 |
|----------|------|
| 公衆衛生 | 4時間 |
| 理容所の衛生管理 | 14時間 |

6 講習予定人員

| 第1回 | 第2回 |
|-----|-----|
| 10名 | 10名 |

7 受講料

1人 20,000円

8 受講資格

理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事した者

9 受講についての問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 大阪市中央区谷町1-3-1-401
 電話 (06) 6942-6453



兵庫県告示第20号

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和7年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 主催者の名称及び住所

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 遠藤弘良
 住所 東京都渋谷区笹塚2-1-6 JMFビル笹塚01(8階)

2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
 所在地 大阪市中央区谷町1-3-1-401

3 講習日程

| 日程 | 第1回 | 第2回 |
|-----|--------------|--------------|
| 第1日 | 令和7年8月25日(月) | 令和7年9月22日(月) |
| 第2日 | 令和7年9月1日(月) | 令和7年9月29日(月) |
| 第3日 | 令和7年9月8日(月) | 令和7年10月6日(月) |

- 4 講習会場の名称・所在地等
 名称 兵庫県農業共済会館
 所在地 神戸市中央区下山手通4丁目15-3
 電話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

| 講習科目 | 講習時間 |
|----------|------|
| 公衆衛生 | 4時間 |
| 美容所の衛生管理 | 14時間 |

6 講習予定人員

| 第1回 | 第2回 |
|-----|-----|
| 90名 | 90名 |

- 7 受講料
1人 20,000円
- 8 受講資格
美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事した者
- 9 受講についての問合せ先
公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所
大阪市中央区谷町1-3-1-401
電話 (06) 6942-6453



兵庫県告示第21号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
高砂市荒井町新浜二丁目2763番の一部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当



兵庫県告示第22号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和7年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 指定する区域
高砂市梅井五丁目801番6、54番9、212番9、212番17の各一部
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第23号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指

定する。

令和7年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

加古郡播磨町新島41番1の一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当



兵庫県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和7年1月17日から供用を開始する。

その関係図面は、令和7年1月17日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|------------------|----------------------|----|-----------------|--------------|----|
| | 区間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 県道 大谷 鮎原 神代 線 | 南あわじ市榎列松田字阿ぜ田590番1から | 旧 | 7.0から 7.0まで | 42.0 | |
| | 同 市榎列松田字阿ぜ田590番3まで | 新 | 7.0から 11.0まで | 42.0 | |



兵庫県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和7年1月17日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類 路線名 | 道路の区域 | | | | |
|---------------|---------------------|----|--------------------|--------------|-----------|
| | 区間 | 旧新 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
| 国道 3 7 2 号 | 姫路市飾東町豊国字八反田258番1から | 旧 | 16.0から 17.0まで | 17.0 | 一部 予定地 |
| | 同 市飾東町豊国字八反田259番1まで | 新 | 100.0から 148.0まで | 17.0 | |

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------|-----------------|---------------------|
| 小島(5) (110010385) | 豊岡市小島(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 気比(3) (110010386) | 豊岡市気比(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野上(2) (110010387) | 豊岡市野上(別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野上(3) (110010388) | 豊岡市野上(別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野上(4) (110010389) | 豊岡市野上(別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 野上(5) (110010390) | 豊岡市野上(別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 法花寺(2) (110010391) | 豊岡市法花寺(別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 山本(2) (110010392) | 豊岡市山本(別図8のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |

(別図1から別図8までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和7年1月20日(月)から同年2月10日(月)まで

3 指定の案の閲覧場所

但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和7年2月10日(月)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年3月6日(木)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和7年1月17日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称 | 指 定 の 区 域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------|-----------------|---------------------|-------------------------------|
| 小島(5) (110010385) | 豊岡市小島(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図1のとおり |
| 気比(3) (110010386) | 豊岡市気比(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図2のとおり |
| 野上(2) (110010387) | 豊岡市野上(別図3のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 野上(3) (110010388) | 豊岡市野上(別図4のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 野上(4) (110010389) | 豊岡市野上(別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 野上(5) (110010390) | 豊岡市野上(別図6のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |
| 法花寺(2) (110010391) | 豊岡市法花寺(別図7のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図7のとおり |
| 山本(2) (110010392) | 豊岡市山本(別図8のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図8のとおり |

(別図1から別図8までは省略し、下記3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和7年1月20日(月)から同年2月10日(月)まで

3 指定の案の閲覧場所

但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和7年2月10日(月)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び兵庫県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和7年3月6日(木)までに、上記3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。

~~~~~

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年1月17日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

## 1 調達内容

### (1) 調達物品及び数量

令和7年度（上半期）用品単価契約【P P C用紙（B 4， A 3， A 4）】

### (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

### (3) 契約期間

令和7年4月1日（火）から同年9月30日（火）まで

### (4) 納入場所

兵庫県庁各課室及び兵庫県の各地方機関

### (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札金額は、品目別予定数量に単価を乗じた額の全品目総価額で行う。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

なお、電子による場合は、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとする。

(1) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 本田

電話 (078) 341-7711 内線4922 F A X (078) 362-3928

(2) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年1月17日（金）から同月31日（金）まで（兵庫県の休日を含める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込の方法

ア 書面による入札の場合

入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書を令和7年1月17日（金）から同月31日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。

イ 電子入札の場合

令和7年1月17日（金）から同月31日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（ただし、令和7年1月31日（金）は午後4時までとする。）に電子入札システムの利用により行うこと。

(4) 入札・開札の日時及び場所

ア 書面による入札

## (7) 入札・開札の日時及び場所

令和7年2月27日（木）午後2時 兵庫県庁1号館1階入札室

## (i) 入札書の提出期限

上記(7)の入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和7年2月26日（水）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

## イ 電子による入札

## (7) 入札書の提出期間

令和7年2月20日（木）午後5時から同月27日（木）午後2時まで（県の休日及び午後8時から翌日の9時までの間を除く。）

## (i) 開札日時及び場所は上記ア(7)に同じ

## 4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

## ア 受付期間

令和7年1月20日（月）から同年2月13日（木）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和7年1月20日（月）から同月31日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後8時まで（令和7年1月31日（金）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

## イ 受付場所

上記3(1)に同じ。

## ウ 提出書類

## (7) 仕様確認申込書

## (i) 仕様に適合していることを確認できる書類

## エ 提出方法

電子入札システム、電子メール、持参又はFAXにより提出すること。

## オ 確認の結果

令和7年2月20日（木）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

各品目別予定数量に各契約希望単価を乗じた額の全品目総価額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和7年2月25日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

各品目別予定数量に各契約希望単価を乗じた額の全品目総価額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。その場合は、契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、又は「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出し、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第100条第1項第3号に該当すると判断された場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年4月1日（火）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者に届出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

PPC Recycled Paper (B4, A3, A4)

(3) Delivery period:

From April 1, 2025 through September 30, 2025

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Government and Region Office

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 31, 2025

(6) Deadline for tender:

14:00 February 27, 2025 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 February 26, 2025 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Ms. Honda, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4922

## 公安委員会規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月17日

兵庫県公安委員会

委員長 澤田 隆

兵庫県公安委員会規則第2号

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則の一部を改正する規則

交番等の名称、位置及び管轄区域に関する規則（昭和39年兵庫県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1 兵庫県東灘警察署の部石屋川交番の項を削り、同部沢ノ井交番の項所管区域の欄を次のように改める。

|                                                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 東灘区のうち<br>御影石町1丁目から4丁目まで 御影塚町1丁目から4丁目まで 御影中町1丁目から8丁目まで 御影本町2丁目の一部（市道鳴尾御影線以北） 御影本町4丁目の一部（市道鳴尾御影線以北） 御影本町6丁目の一部（市道鳴尾御影線以北） 御影本町8丁目の一部（市道鳴尾御影線以北） 御影1丁目 御影郡家1丁目 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第1 兵庫県灘警察署の部高羽交番の項を削り、同部徳井交番の項を次のように改める。

|        |          |                                                                                                                                            |
|--------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高羽徳井交番 | 灘区中郷町3丁目 | 灘区のうち<br>一王山町 記田町1丁目から5丁目まで 楠丘町1丁目から4丁目まで 高德町1丁目から4丁目まで 桜ヶ丘町 高羽町1丁目から5丁目まで 土山町 寺口町 徳井町1丁目から5丁目まで 中郷町1丁目から5丁目まで 大和町1丁目から5丁目まで 弓木町1丁目から5丁目まで |
|--------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第1 兵庫県灘警察署の部篠原北町交番の項中「大石（奥摩耶八洲嶺のNHK摩耶放送塔から百畳岩を結ぶ線以南のうちカスケードバレイ以東）」を「大石の一部（長峰壺園）」に、「篠原（奥摩耶八洲嶺のNHK摩耶放送塔から百畳岩を結ぶ線以南）」を「篠原」に改め、同部鶴甲交番の項中「六甲山町のうち 清水 一ヶ谷（六甲有馬ロープウェイ表六甲駅以北を除く。）」を削り、同部八幡交番の項中「高德町1丁目から6丁目まで 楠丘町1丁目から6丁目まで」を「高德町5、6丁目 楠丘町5、6丁目」に改め、同部水道筋交番の項所管区域の欄を次のように改める。

|                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 灘区のうち<br>青谷町1丁目 赤坂通1丁目から4丁目まで 天城通1丁目から4丁目まで 泉通1丁目から6丁目まで 王子町1丁目から3丁目まで 大内通1丁目から6丁目まで 岸地通1丁目から5丁目まで 倉石通1丁目から6丁目まで 篠原中町6丁目 篠原南町6、7丁目 城内通1丁目から5丁目まで 水道筋1丁目から6丁目まで 中原通1丁目から7丁目まで 灘北通1丁目から10丁目まで 畑原通1丁目から4丁目まで 原田通1丁目から3丁目まで 福住通1丁目から4丁目まで |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第1 兵庫県灘警察署の部赤坂交番の項中「岩屋上野 上野通1丁目から8丁目まで 大石の一部（奥摩耶八洲嶺のNHK摩耶放送塔から百畳岩を結ぶ線以南のうちカスケードバレイを除く以西）」を「岩屋 上野 上野通1丁目から8丁目まで」に、「福住通5丁目から8丁目まで 摩耶山」を「福住通5丁目から8丁目まで」に改め、同部王子公園交番の項及び琵琶町交番の項を削り、同部大石交番の項所管区域の欄を次のように改める。

灘区のうち

鳥帽子町1丁目から3丁目まで 大石北町 大石東町1丁目から6丁目まで  
大石南町1丁目から3丁目まで 鹿ノ下通1丁目から3丁目まで 下河原  
通1丁目から5丁目まで 新在家南町2丁目から5丁目まで 灘浜町の一部  
(1街区) 灘浜東町 琵琶町1丁目から3丁目まで

別表第1兵庫県灘警察署の部六甲山上交番の項所管区域の欄を次のように改める。

灘区のうち

大石(長峰霊園を除く。) 摩耶山 摩耶山町 六甲山町

別表第1兵庫県葺合警察署の部宮本交番の項所管区域の欄を次のように改める。

中央区のうち

籠池通1丁目から5丁目まで 上筒井通1丁目から5丁目まで 神若通1、  
2丁目 国香通1、2丁目 熊内橋通1、2丁目 坂口通1丁目から7丁目ま  
で 神仙寺通1丁目から4丁目まで 大日通1丁目から7丁目まで 中島通  
1丁目から4丁目まで 野崎通1丁目から4丁目まで 旗塚通1、2丁目  
宮本通1丁目から7丁目まで 割塚通1丁目の一部(市道山手幹線中央線以  
北) 割塚通2丁目の一部(市道山手幹線中央線以北) 割塚通3丁目の一部  
(市道山手幹線中央線以北) 割塚通4丁目の一部(市道山手幹線中央線以  
北) 割塚通5丁目の一部(市道山手幹線中央線以北) 割塚通6丁目の一部  
(市道山手幹線中央線以北) 割塚通7丁目の一部(市道山手幹線中央線以  
北)

別表第1兵庫県葺合警察署の部中尾前交番の項を削り、同部熊内交番の項所管区域の欄を次のように改める。

中央区のうち

生田町1丁目の一部(市道長田楠日尾線以北) 籠池通6、7丁目 加納町1  
丁目の一部(西日本旅客鉄道新神戸駅施設及び西日本旅客鉄道専用敷地並び  
に市道生田川箕谷線) 上筒井通6、7丁目 神若通3丁目から7丁目まで  
国香通3丁目から7丁目まで 熊内町1丁目から9丁目まで 熊内橋通3丁  
目から7丁目まで 中尾町 中島通5丁目 野崎通5丁目から7丁目まで  
旗塚通3丁目から7丁目まで 葺合町 若菜通4丁目(市道若菜神戸駅線以  
南を除く。) 若菜通5丁目(市道若菜神戸駅線以南を除く。) 若菜通6丁目  
(市道若菜神戸駅線以南を除く。)

別表第1兵庫県葺合警察署の部HAT神戸交番の項所管区域の欄を次のように改める。

中央区のうち

吾妻通1、2丁目 北本町通1、2丁目 南本町通1、2丁目 脇浜海岸通  
脇浜海岸通1丁目から4丁目まで 脇浜町1丁目から3丁目まで 割塚通1  
丁目(市道山手幹線中央線以北を除く。) 割塚通2丁目(市道山手幹線中央  
線以北を除く。) 割塚通3丁目(市道山手幹線中央線以北を除く。) 割塚通  
4丁目(市道山手幹線中央線以北を除く。)

別表第1兵庫県葺合警察署の部春日野交番の項を削り、同部三宮センター交番の項及び小野柄交番の項中「市道梅香浜辺脇浜線」を「市道梅香浜辺通脇浜線」に改め、同表兵庫県生田警察署の部一宮交番の項所管区域の欄を次のように改める。

中央区のうち

加納町1丁目（西日本旅客鉄道新神戸駅施設及び西日本旅客鉄道専用敷地並びに市道生田川箕谷線を除く。） 加納町2丁目 北野町1丁目から4丁目まで 神戸港地方の一部（北野町4丁目18番9号北側から堂徳山山頂に至る山道以東及び堂徳山山頂から二本松林道入口までの再度山ドライブウェイ東端以東） 山本通1、2丁目 山本通3丁目の一部（1番から16番まで）

別表第1兵庫県生田警察署の部北野交番の項を削り、同部諏訪山交番の項所管区域の欄を次のように改める。

中央区のうち

神戸港地方（北野町4丁目18番9号北側から堂徳山山頂に至る山道以東及び堂徳山山頂から二本松林道入口までの再度山ドライブウェイ東端以東を除く。） 下山手通4丁目 下山手通5丁目の一部（10番から12番まで） 諏訪山町 中山手通4、5丁目 再度筋町 山本通3丁目（1番から16番までを除く。） 山本通4、5丁目

別表第1兵庫県生田警察署の部下山手交番の項所管区域の欄を次のように改める。

中央区のうち

北長狭通5丁目から8丁目まで 楠町1丁目から8丁目まで 下山手通5丁目（10番から12番までを除く。） 下山手通6丁目から9丁目まで 橘通1丁目から4丁目まで 多聞通1、2丁目 多聞通3丁目（2、3街区を除く。） 多聞通4、5丁目 中山手通6丁目から8丁目まで 花隈町 元町高架通（1番街区、2番街区138号から245号まで及び3番街区137号から245号までを除く。） 元町通7丁目

別表第1兵庫県生田警察署の部大倉山交番の項を削り、同部生田前交番の項中「下山手通1、2丁目」を「下山手通1丁目から3丁目まで」に改め、同部京町交番の項所管区域の欄を次のように改める。

中央区のうち

伊藤町 江戸町 海岸通 加納町5、6丁目 京町 三宮町1丁目（三宮地下街の一部（シティエレガンス及びグルメスクエアを除く中央通西端以東）を除く。） 三宮町2丁目 浪花町 播磨町 東町

別表第1兵庫県生田警察署の部元町駅交番の項所管区域の欄を次のように改める。

中央区のうち

明石町 海岸通1丁目（一般国道2号を除く。） 海岸通2丁目（一般国道2号を除く。） 北長狭通3、4丁目 栄町通1、2丁目 三宮町3丁目 西町前町 元町高架通の一部（1番街区） 元町通1、2丁目

別表第1兵庫県兵庫警察署の部熊野交番の項を削り、同部菊水西交番の項所管区域の欄を次のように改める。

兵庫区のうち

菊水町5丁目から10丁目まで 北山町 熊野町1丁目から5丁目まで 小山町 里山町 清水町 滝山町 氷室町1、2丁目 鶴越筋 鶴越町 湊川町 3丁目から10丁目まで 夢野町1丁目から4丁目まで

別表第1兵庫県兵庫警察署の部大開交番の項を削り、同部兵庫駅前交番の項所管区域の欄を次のように改める。

兵庫区のうち

駅前通1丁目から5丁目まで 駅南通5丁目の一部(3、4街区) 大開通3丁目から10丁目まで 塚本通2丁目から8丁目まで 羽坂通1丁目から4丁目まで 三川口町2、3丁目

別表第1兵庫県長田警察署の部丸山交番の項所管区域の欄を次のように改める。

長田区のうち

一里山町 鷺町1丁目から4丁目まで 源平町 高東町1丁目から3丁目まで 鹿松町1丁目から3丁目まで 滝谷町1丁目から3丁目まで 大日丘町1丁目から3丁目まで 大丸町3丁目 長者町 長田天神町1丁目から7丁目まで 名倉町1丁目から5丁目まで 西丸山町1丁目から3丁目まで 萩乃町1丁目から3丁目まで 花山町1、2丁目 東丸山町 檜川町1丁目から3丁目まで 雲雀ヶ丘1丁目から3丁目まで 堀切町 房王寺町4丁目から7丁目まで 丸山町1丁目から4丁目まで 明泉寺町1丁目から3丁目まで

別表第1兵庫県長田警察署の部名倉交番の項を削り、同部上池田交番の項所管区域の欄を次のように改める。

長田区のうち

池田経町 池田塩町 池田新町 池田寺町 池田谷町2丁目 上池田1丁目から6丁目まで 高取山町 高取山町1、2丁目 長尾町1、2丁目 平和台町1丁目から3丁目まで 宮丘町1、2丁目

別表第1兵庫県長田警察署の部平和台交番の項を削り、同表兵庫県須磨警察署の部板宿交番の項中「妙法寺の一部(三ツ滝 ロノ川 アチロ 元山)」を「妙法寺の一部(アチロ ロノ川 元山 三ツ滝)」に改め、同部若木交番の項を削り、同部東須磨交番の項所管区域の欄を次のように改める。

須磨区のうち

稲葉町1丁目から7丁目まで 大手 大手町1丁目から9丁目まで 奥山畑町 上細沢町 北町1丁目から3丁目まで 高尾台1丁目から3丁目まで 月見山町1丁目から3丁目まで 月見山本町1、2丁目 戸政町3、4丁目 中島町1丁目 中島町3丁目 東町3、4丁目 堀池町2丁目 松風町3丁目から7丁目まで 水野町 南町1丁目から3丁目まで 行幸町3、4丁目 離宮前町1、2丁目 若木町1丁目から4丁目まで

東須磨のうち

青山の一部(梅尾山頂から須磨離宮公園までのりょう線以西)を除く

別表第1兵庫県須磨警察署の部高倉台交番の項所管区域の欄を次のように改める。

須磨区のうち

多井畑 高倉台1丁目から8丁目まで 西須磨の一部(第二神明道路以北) 多井畑東町 多井畑南町

東須磨のうち

青山の一部(梅尾山頂から須磨離宮公園までのりょう線以西)

別表第1兵庫県須磨警察署の部須磨寺交番の項を削り、同部須磨駅前交番の項所管区域の欄を次のように改める。

須磨区のうち

一ノ谷町1丁目から5丁目まで 桜木町1丁目から3丁目まで 潮見台町1丁目から5丁目まで 須磨浦通1丁目の一部（行幸町1丁目1番街区西側道路中央線を海岸線へ延長した線以西） 須磨浦通2丁目から6丁目まで 須磨寺町1丁目から5丁目まで 須磨本町1、2丁目 関守町1丁目から3丁目まで 高倉町1、2丁目 千守町1、2丁目 天神町1丁目から5丁目まで 西須磨（第二神明道路以北を除く。） 行幸町1丁目の一部（1、6番街区西側道路を除く以西） 行幸町2丁目 離宮西町1、2丁目

別表第1兵庫県須磨警察署の部妙法寺交番の項所管区域の欄を次のとおり改める。

須磨区のうち

車 桜の杜1、2丁目 清水台 道正台1丁目 緑が丘1、2丁目 妙法寺（アチロ、ロノ川、元山及び三ツ滝を除く。） 若草町1丁目から3丁目まで

別表第1兵庫県須磨警察署の部多井畑交番の項を削り、同表兵庫県垂水警察署の部塩屋交番の項を削り、同部青山台交番の項所管区域の欄を次のように改める。

垂水区のうち

青山台1丁目から8丁目まで 塩屋北町1丁目から4丁目まで 塩屋台1丁目から3丁目まで 塩屋町1丁目から5丁目まで 塩屋町7丁目から9丁目まで 塩屋町 下畑町の一部（第二神明道路以南） 美山台1丁目から3丁目まで 名谷町の一部（県道神戸明石線以南） 乙木1丁目から3丁目まで 朝谷町 松風台1、2丁目

東垂水町のうち

高丸の一部（青山台1丁目南側）を除く

別表第1兵庫県垂水警察署の部平尾交番の項中「泉が丘1丁目（国鉄敷地以南を除く。）」を「泉が丘1丁目（西日本旅客鉄道山陽本線以南を除く。）」に、「西日本鉄道山陽本線」を「西日本旅客鉄道山陽本線」に、「高丸（市道高尾美の谷線西端線以西（青山台1丁目南側））」を「高丸の一部（青山台1丁目南側）」に改め、同部垂水駅前交番の項所管区域の欄を次のように改める。

垂水区のうち

旭が丘1丁目から3丁目まで 泉が丘1丁目の一部（西日本旅客鉄道山陽本線以南） 歌敷山1丁目から4丁目まで 海岸通 霞ヶ丘1丁目から7丁目まで 川原1丁目から5丁目まで 神田町 五色山1丁目から8丁目まで 御霊町 坂上1丁目から5丁目まで 清水通 城が山1丁目の一部（西日本旅客鉄道山陽本線以南） 城が山2丁目の一部（西日本旅客鉄道山陽本線以南） 高丸1、2丁目 高丸5丁目 天ノ下町 仲田1丁目から3丁目まで 中道1丁目から6丁目まで 馬場通 日向1、2丁目 平磯1丁目から4丁目まで 星が丘1、2丁目 瑞ヶ丘 瑞穂通 宮本町 山手2丁目から6丁目まで 陸ノ町

別表第1兵庫県垂水警察署の部名谷交番の項中「多聞町の一部（市道多聞小寺線東端線以东）」を「多聞町の一部（県道長坂垂水線以北かつ市道多聞小寺線以东）」に、「名谷町（県道神戸明石線以南を除く。）」を「名谷町（県道神戸明石線以南及び市道つつじが丘51号線以东を除く。）」に改め、同部桃山台交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 垂水区のうち

下畑町（第二神明道路以南を除く。） つつじが丘1丁目から7丁目まで 名谷町の一部（市道つつじが丘51号線以東） 桃山台1丁目から7丁目まで 清玄町

別表第1兵庫県垂水警察署の部霞ヶ丘交番の項を削り、同部北舞子交番の項中「9番街区から11番街区まで」を「9、10番街区」に改め、同部舞子駅前交番の項中「西日本鉄道山陽本線」を「西日本旅客鉄道山陽本線」に、「9番街区から11番街区まで」を「9、10番街区」に改め、同部西舞子交番の項中「西日本鉄道山陽本線」を「西日本旅客鉄道山陽本線」に改め、同部多聞交番の項中「多聞町（市道多聞小寺線東端線以東を除く。）」を「多聞町（県道長坂垂水線以北かつ市道多聞小寺線以東を除く。）」に改め、同表兵庫県神戸水上警察署の部新港交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 中央区のうち

磯上通1丁目の一部（市道梅香浜辺通脇浜線） 小野浜町 海岸通1丁目の一部（一般国道2号） 海岸通2丁目の一部（一般国道2号） 海岸通3丁目の一部（一般国道2号） 海岸通4丁目の一部（一般国道2号） 海岸通5丁目の一部（一般国道2号） 海岸通6丁目の一部（一般国道2号） 新港町 波止場町 浜辺通1丁目的一部分（市道梅香浜辺通脇浜線） 浜辺通2丁目的一部分（市道梅香浜辺通脇浜線） 浜辺通3丁目的一部分（市道梅香浜辺通脇浜線） 浜辺通4丁目的一部分（市道梅香浜辺通脇浜線 一般国道2号の一部（浜辺通4丁目交差点） 浜辺通5丁目的一部分（一般国道2号の一部（浜辺通4丁目交差点以南） 浜辺通6丁目的一部分（一般国道2号） 弁天町の一部（一般国道2号以南）

別表第1兵庫県神戸水上警察署の部中突堤交番の項を削り、同表兵庫県神戸西警察署の部上池交番の項及び出合交番の項中「第2神明道路」を「第二神明道路」に改め、同部玉津交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 西区のうち

天が岡 小山1、2丁目 玉津町居住（第二神明道路以南を除く。） 玉津町小山の一部（第二神明道路以北） 玉津町田中（第二神明道路以南を除く。） 玉津町二ツ屋（第二神明道路以南を除く。） 玉津町水谷（第二神明道路以南を除く。） 長畑町 二ツ屋1丁目 宮下1丁目から3丁目まで 平野町大野 平野町慶明 平野町芝崎 平野町下村 平野町中津の一部（第二神明道路以北かつ明石川以東） 平野町福中 平野町向井

別表第1兵庫県神戸西警察署の部西戸田駐在所の項中「平野町中津の一部（明石川以西、第2神明道路以北）」を「平野町中津の一部（第二神明道路以北かつ明石川以西）」に改め、同部春日台交番の項中「春日台1丁目から9丁目まで 樫谷町菅野の一部（北山、菅野谷及び西山）」を「春日台1丁目から9丁目まで」に、「平野町堅田（市道西神1号線以南を除く。）」を「平野町堅田」に、「平野町繁田（市道西神1号線以南を除く。）」を「平野町繁田」に改め、同部岩岡駐在所の項所管区域の欄を次のように改める。

## 西区のうち

岩岡町岩岡（市道野中45号線以西を除く。） 岩岡町印路

別表第1兵庫県神戸西警察署の部古郷交番の項中「岩岡町岩岡の一部（市道岩岡15号線西端線以西）」を「岩岡町岩岡の一部（市道野中45号線以西）」に、「岩岡町野中の一部（市道野中10号線西端線以西）」を「岩岡町野中」に、「岩岡町古郷（印龍池を除く以北及び市道野中10号線西端線以東を除く。）」を「岩岡町古郷」に改め、同部高和駐在所の項中「押部谷町西盛の一部（県道神戸三木線を除く以南 県道三木平野線以西）」を「押部谷町西盛の一部（県道神戸三木線を除く以南かつ県道三木平野線以西）」に改め、同部栄交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 西区のうち

秋葉台1丁目から3丁目まで 押部谷町押部 押部谷町木津 押部谷町木見  
 押部谷町木幡 押部谷町栄 押部谷町西盛（県道神戸三木線以北及び県道  
 三木平野線を除く以東） 押部谷町福住 北山台1丁目から3丁目まで 桜  
 が丘中町1丁目から6丁目まで 桜が丘西町1丁目から6丁目まで 桜が丘  
 東町1丁目から6丁目まで 富士見が丘1丁目から5丁目まで 美穂が丘1  
 丁目から5丁目まで 月が丘1丁目から7丁目まで 見津が丘1丁目から7  
 丁目まで

別表第1兵庫県神戸西警察署の部富士見が丘交番の項及び櫛谷交番の項を削り、同部竹の台交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 西区のうち

竹の台1丁目から6丁目まで 美賀多台1丁目から9丁目まで

別表第1兵庫県神戸西警察署の部井吹台交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 西区のうち

伊川谷町井吹 櫛谷町池谷 櫛谷町菅野 櫛谷町谷口 櫛谷町寺谷 櫛谷町  
 栃木 櫛谷町友清 櫛谷町長谷 櫛谷町福谷 櫛谷町松本 室谷1、2丁目  
 井吹台東町1丁目から7丁目まで 井吹台西町1丁目から8丁目まで 井  
 吹台北町1丁目から5丁目まで

別表第1兵庫県神戸北警察署の部五葉交番の項中「鈴蘭台南町6、7、8丁目（神戸電鉄神戸三田線鉄道敷地を除く。）」を「鈴蘭台南町6丁目から8丁目まで（神戸電鉄有馬線鉄道敷地を除く。）」に、「山田町藍那の一部（神戸電鉄神戸粟生線以北） 山田町小河 山田町小部の一部（神戸電鉄神戸粟生線以北）」を「山田町藍那（瀬戸及び手垣を除く。） 山田町小河」に改め、同部星和台交番の項を削り、同部ひよどり台交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 北区のうち

星和台1丁目から7丁目まで 鳴子1丁目から3丁目まで ひよどり北町1  
 丁目から3丁目まで ひよどり台1丁目から5丁目まで 山田町藍那の一部  
 （瀬戸 手垣） 山田町小部の一部（県道小部明石線以南（南山及び森岡を除く。)) しあわせの村 ひよどり台南町1丁目から4丁目まで  
 山田町下谷上のうち  
 中一里山（神戸電鉄有馬線以東を除く。）

別表第1兵庫県神戸北警察署の部鈴蘭台交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 北区のうち

鈴蘭台北町1丁目から9丁目まで 鈴蘭台西町1丁目から6丁目まで 鈴蘭  
 台東町1丁目から9丁目まで 鈴蘭台南町6丁目から8丁目までの一部（神  
 戸電鉄有馬線鉄道敷地） 鈴蘭台南町9丁目 山田町小部の一部（大平 嶋名  
 堀山 東菅谷 一ツ楯山 広苺 法殿之下 南山 向井谷 森岡 ヲモ谷）  
 中里町1、2丁目  
 山田町下谷上のうち  
 中一里山の一部（神戸電鉄有馬線以東かつ県道神戸三田線以西）

別表第1兵庫県神戸北警察署の部北鈴蘭台交番の項所管区域の欄を次のように改める。

北区のうち

泉台1丁目から7丁目まで 甲栄台1丁目から5丁目まで 山田町小部（大平、嶋名堀山、東菅谷、一ツ畷山、広苧、法殿之下、南山、向井谷、森岡、ヲモ谷及び県道小部明石線以南を除く。） 若葉台1丁目から4丁目まで 惣山町1丁目から5丁目まで 大脇台 杉尾台1、2丁目 松宮台1、2丁目 山田町下谷上のうち

中一里山の一部（県道神戸三田線以東）

別表第1兵庫県神戸北警察署の部山の街交番の項所管区域の欄を次のように改める。

北区のうち

緑町1丁目から8丁目まで 山田町下谷上の一部（猪ころび 今草 今草口 今草辻 梅木谷 奥谷 上ノ勝 下ノ勝 大正坊 福田谷 門口） 山の街

別表第1兵庫県神戸北警察署の部広陵交番の項中「山田町下谷上のうち 門口（一般国道428号中央線以西を除く。）」を削り、同部谷上駅前交番の項所管区域の欄を次のように改める。

北区のうち

青葉台 幸陽町1丁目から3丁目まで 花山台 花山東町 松が枝町1丁目から3丁目まで 山田町上谷上の一部（ダイヤモンドポイントから地獄谷に沿い出合橋南詰、神戸電鉄線路上の神戸北警察署及び有馬警察署境界柱、一本松、八多町、有野町、山田町上谷上の境界点を結ぶ線以西） 山田町原野の一部（兵庫カントリー倶楽部敷地） 山田町下谷上（猪ころび、今草、今草口、今草辻、梅木谷、奥谷、上ノ勝、下ノ勝、大正坊、中一里山、福田谷及び門口を除く。） 花山中尾台1丁目から3丁目まで 谷上西町 谷上東町 谷上南町 山田町与左衛門新田

別表第1兵庫県神戸北警察署の部山田中駐在所の項中「山田町原野（東笹原 笹原尾 兵庫カントリーゴルフ場敷地を除く。）」を「山田町原野（兵庫カントリー倶楽部敷地を除く。）」に、「山田町福地 山田町与左衛門新田」を「山田町福地」に改め、同表兵庫県芦屋警察署の部業平橋交番の項を削り、同部宮川交番の項所管区域の欄を次のように改める。

芦屋市のうち

楠町 上宮川町 業平町 前田町 清水町 春日町 打出小槌町 宮塚町 茶屋之町 大榎町 公光町 川西町 津知町 宮川町 精道町 平田北町

別表第1兵庫県芦屋警察署の部浜芦屋交番の項を削り、同部高浜交番の項所管区域の欄を次のように改める。

芦屋市のうち

竹園町 浜芦屋町 呉川町 伊勢町 松浜町 平田町 新浜町 浜風町 高浜町 若葉町 緑町 潮見町 陽光町 海洋町 南浜町 涼風町

別表第1兵庫県西宮警察署の部川添交番の項を削り、同部市場交番の項を次のように改める。

|      |        |                                                                                                    |
|------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市庭交番 | 西宮市市庭町 | 西宮市のうち<br>松下町 屋敷町 弓場町 川西町 中浜町 堀切町 上葭原町<br>中葭原町 下葭原町 大浜町 神楽町 宮西町 市庭町 荒戎町<br>川東町 川添町 建石町 前浜町 泉町 西波止町 |
|------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第1兵庫県西宮警察署の部夙川駅前交番の項所管区域の欄を次のように改める。

西宮市のうち

老松町 深谷町 木津山町 松ヶ丘町 松生町 久出ヶ谷町 高塚町 殿山町 雲井町 相生町 羽衣町 霞町 松園町 大谷町 郷免町 御茶家所町

別表第1兵庫県西宮警察署の部越木岩交番の項所管区域の欄を次のように改める。

西宮市のうち

越水字社家郷山 湯元町 鷲林寺字剣谷 鷲林寺1、2丁目 鷲林寺町 柏堂町 北山町 甕岩町 毘沙門町 角石町 西平町 美作町 桜町 豊楽町 松風町 石芻町 苦楽園一番町 苦楽園二番町 苦楽園三番町 苦楽園四番町 苦楽園五番町 樋之池町 菊谷町 南越木岩町 苦楽園六番町 鷲林寺南町 柏堂西町 剣谷町

別表第1兵庫県西宮警察署の部苦楽園交番の項を削り、同部甲陽園交番の項中「獅子ヶ口町 一ヶ谷町 五月ヶ丘 六軒町 甲山町（1番地から3番地までを除く。）」を「獅子ヶ口町 一ヶ谷町 五月ヶ丘 六軒町 甲山町」に改め、同部寿交番の項中「櫛塚町 城ヶ堀町」を「城ヶ堀町」に、「常盤町」を「常磐町」に改め、同部青木交番の項中「岡田山の一部（1番地から3番地まで）」を「岡田山の一部（1番から3番まで）」に改め、同部芦原交番の項中「中前田町」を「中前田町 櫛塚町」に改め、同部西宮中央交番の項所管区域の欄を次のように改める。

西宮市のうち

能登町の一部（1番から5番まで） 大畑町 平木町 高木東町 高木西町 長田町 北口町 甲風園1丁目から3丁目まで 丸橋町の一部（1番から7番まで） 北昭和町 南昭和町 両度町 高松町 深津町 高畑町 田代町

別表第1兵庫県西宮警察署の部北口西交番の項を削り、同部上之町交番の項所管区域の欄を次のように改める。

西宮市のうち

堤町 上之町 日野町 荒木町 大森町 薬師町 樋ノ口町1、2丁目 大島町 若山町 門前町

別表第1兵庫県西宮警察署の部門戸交番の項中「岡田山（1番地から3番地までを除く。）」を「岡田山（1番から3番までを除く。）」に改め、同部甲武橋交番の項を削り、同部甲東園交番の項所管区域の欄を次のように改める。

西宮市のうち

仁川町1丁目から3丁目まで 上甲東園1丁目 上甲東園4丁目 上甲東園6丁目 甲東園1丁目から3丁目まで 松籟荘 神呪町 一里山町 段上町 1丁目から8丁目まで 上中市1丁目から5丁目まで 田近野町

別表第1兵庫県西宮警察署の部上ヶ原交番の項を次のように改める。

|       |            |                                                                                                                                             |
|-------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 上ヶ原交番 | 西宮市上甲東園3丁目 | 西宮市のうち<br>仁川町4丁目から6丁目まで 仁川百合野町 仁川五ヶ山町 上ヶ原一番町 上ヶ原二番町 上ヶ原三番町 上ヶ原四番町 上ヶ原五番町 上ヶ原六番町 上ヶ原七番町 上ヶ原八番町 上ヶ原九番町 上ヶ原十番町 上ヶ原山田町 上ヶ原山手町 上甲東園2、3丁目 上甲東園5丁目 |
|-------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第1兵庫県西宮警察署の部生瀬交番の項を削り、同部名塩交番の項所管区域の欄を次のように改める。

西宮市のうち

塩瀬町名塩 塩瀬町生瀬 清瀬台 名塩木之元 名塩南台1丁目から4丁目まで 名塩山荘 名塩ガーデン 名塩平成台 名塩新町 東山台1丁目から5丁目まで 国見台1丁目から6丁目まで 名塩1丁目から3丁目まで 名塩茶園町 名塩さくら台1丁目から4丁目まで 名塩東久保 名塩赤坂 名塩美山 宝生ヶ丘1、2丁目 生瀬高台 花の峯 青葉台1、2丁目 生瀬東町 生瀬武庫川町 生瀬町1、2丁目

別表第1兵庫県甲子園警察署の部上甲子園交番の項所管区域の欄を次のように改める。

西宮市のうち

小曾根町1丁目から4丁目まで 小松北町1、2丁目 小松東町1丁目から3丁目まで 小松町1、2丁目 小松西町1丁目 若草町1、2丁目 学文殿町1、2丁目 甲子園一番町 甲子園二番町 甲子園三番町 甲子園口1丁目から6丁目まで 上甲子園1丁目 戸崎町

別表第1兵庫県甲子園警察署の部浦風交番の項所管区域の欄を次のように改める。

西宮市のうち

甲子園春風町 今津野田町 今津上野町 甲子園浜田町 甲子園砂田町 甲子園六石町 甲子園浦風町 甲子園三保町 花園町 甲子園四番町 甲子園五番町 甲子園六番町 上甲子園2丁目から5丁目まで

別表第1兵庫県甲子園警察署の部小松交番の項を削り、同部本郷交番の項所管区域の欄を次のように改める。

西宮市のうち

小松西町2丁目 小松南町1丁目から3丁目まで 里中町1丁目から3丁目まで 上鳴尾町 甲子園七番町 甲子園八番町 武庫川町 池開町 鳴尾町1丁目から5丁目まで

別表第1兵庫県伊丹警察署の部新伊丹交番の項を削り、同部稲野交番の項所管区域の欄を次のように改める。

伊丹市のうち

安堂寺町1丁目から5丁目まで 稲野町1丁目から8丁目まで 梅ノ木2丁目 梅ノ木4丁目から7丁目まで 柏木町1丁目から3丁目まで 行基町3、4丁目 御願塚1丁目から8丁目まで 鈴原町1丁目から8丁目まで 西台5丁目 若菱町1丁目から6丁目まで 昆陽東6丁目

別表第1兵庫県伊丹警察署の部北村交番の項を削り、同部緑ヶ丘交番の項を次のように改める。

|              |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>緑ヶ丘交番</p> | <p>伊丹市緑ヶ丘<br/>1丁目</p> | <p>伊丹市のうち<br/>                 鋳物師1丁目から5丁目まで 大鹿1丁目から7丁目まで 春日丘1丁目から6丁目まで 北伊丹1丁目から9丁目まで 北河原1丁目から6丁目まで 北河原 北園1丁目から3丁目まで 北本町2丁目（市道北本町4076号線以南を除く。） 北本町3丁目 桜ヶ丘4丁目から8丁目まで 清水4丁目 下河原1丁目から3丁目まで 下河原 高台1丁目から5丁目まで 東野1丁目から8丁目まで 瑞ヶ丘1丁目 瑞ヶ丘3丁目から5丁目まで 瑞原1丁目から4丁目まで 瑞徳町1丁目から6丁目まで 緑ヶ丘1丁目から7丁目まで 小阪田</p> |
|--------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第1兵庫県川西警察署の部中央交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 川西市のうち

中央町 小花1、2丁目 小戸1丁目から3丁目まで 日高町 栄町 花屋敷山手町 花屋敷1、2丁目 寺畑1、2丁目 満願寺町

別表第1兵庫県川西警察署の部小花交番の項及び久代交番の項を削り、同部日の出交番の項中「霞ヶ丘1丁目」を「霞ヶ丘1、2丁目」に改め、同部加茂交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 川西市のうち

栄根1、2丁目 南花屋敷1丁目から4丁目まで 加茂1丁目から6丁目まで 下加茂1、2丁目 久代1丁目から6丁目まで 東久代1、2丁目

別表第1兵庫県川西警察署の部多田西交番の項中「多田院(北山を除く。)」を「多田院の一部(猪名川以西)」に改め、同部多田東交番の項中「多田院多田所町 新田」を「多田院多田所町」に、「東多田 長尾町の一部(1番 4番)」を「東多田」に改め、同部緑台交番の項中「多田院の一部(北山)」を「多田院(猪名川以西を除く。)」に改め、同部大和交番の項を削り、同部山下交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 川西市のうち

新田 東畦野 西畦野 山原 山下 笹部 一庫 国崎 黒川 横路 大和 東1丁目から5丁目まで 大和西1丁目から5丁目まで 見野1丁目から3丁目まで 東畦野1丁目から6丁目まで 東畦野山手1、2丁目 長尾町 西畦野1、2丁目 山原1、2丁目 緑が丘1、2丁目 山下町 笹部1丁目から3丁目まで 下財町 一庫1丁目から3丁目まで

別表第1兵庫県宝塚警察署の部宝塚南口交番の項を削り、同部宝塚駅前交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 宝塚市のうち

武庫川町 宮の町 伊子志 湯本町 梅野町 南口1、2丁目 宝梅1丁目から3丁目まで 宝松苑 寿楽荘 武庫山1、2丁目 紅葉ガ丘 月見山1、2丁目 長寿ガ丘 光ガ丘1、2丁目 桜ガ丘 御殿山2丁目から4丁目まで 川面1丁目から6丁目まで 栄町1丁目から3丁目まで すみれガ丘1丁目から4丁目まで 川面

別表第1兵庫県宝塚警察署の部逆瀬川交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 宝塚市のうち

逆瀬川1、2丁目 千種4丁目 社町 伊子志1丁目から4丁目まで 末広町 東洋町 中州1、2丁目 野上1丁目から6丁目まで 青葉台1、2丁目 逆瀬台1丁目から6丁目まで ゆずり葉台1丁目から3丁目まで 小林蔵人

別表第1兵庫県宝塚警察署の部西山交番の項を削り、同部山本交番の項所管区域の欄を次のように改める。

宝塚市のうち

山本西1丁目から3丁目まで 山本中1丁目から3丁目まで 山本台1丁目から3丁目まで 山本東1丁目から3丁目まで 平井1丁目から7丁目まで 平井山荘 雲雀丘1丁目から4丁目まで 雲雀丘山手1、2丁目 花屋敷つつじガ丘 花屋敷荘園1丁目から4丁目まで 花屋敷松ガ丘 長尾台1、2丁目 ふじガ丘 山手台西1丁目から4丁目まで 山手台東1丁目から5丁目まで 花屋敷緑ガ丘 長尾町 山本南1丁目から3丁目まで 山本丸橋1丁目から4丁目まで 口谷西1丁目から3丁目まで 口谷東1丁目から3丁目まで 南ひばりガ丘1丁目から3丁目まで 山本野里1丁目から3丁目まで

切畑のうち

長尾山の一部(宝塚けやきヒルカントリークラブ東端線以東)

別表第1兵庫県宝塚警察署の部清荒神交番の項所管区域の欄を次のように改める。

宝塚市のうち

旭町1、2丁目 米谷2丁目 御殿山1丁目 清荒神1丁目から5丁目まで 売布1丁目から4丁目まで 売布ガ丘 泉ガ丘 売布きよしガ丘 売布山手町 売布自由ガ丘 米谷

切畑のうち

長尾山の一部(13番地)

別表第1兵庫県宝塚警察署の部中山台交番の項中「切畑のうち 長尾山の一部(10、11番地)」を削り、同部つつじガ丘交番の項を削り、同部大原野駐在所の項所管区域の欄を次のように改める。

宝塚市のうち

大原野 上佐曾利 香合新田 境野 芝辻新田 下佐曾利 玉瀬 長谷 波豆

切畑のうち

長尾山の一部(宝塚けやきヒルカントリークラブ東端線以東及び13番地)を除く

別表第1兵庫県三田警察署の部三田南交番の項を削り、同部三田駅前交番の項所管区域の欄を次のように改める。

三田市のうち

三田町 屋敷町 天神1丁目から3丁目まで 西山1、2丁目 南が丘1、2丁目 横山町 相生町 対中町 八景町 寺村町 三輪1丁目から4丁目まで 高次 高次1、2丁目 三輪の一部(県道37号線東端線以西及び市立城山公園敷地) 駅前町 中町 中央町 川除 大原(天神山分水嶺以北を除く。) 友が丘1丁目から3丁目まで 山田 下田中 桑原 武庫が丘1丁目から3丁目まで 狭間が丘1丁目から3丁目まで

別表第1兵庫県三田警察署の部志手原駐在所の項所管区域の欄を次のように改める。

三田市のうち

三輪(県道37号線東端線以西及び市立城山公園敷地を除く。) 大原の一部(天神山分水嶺以北) 尼寺 志手原 成谷 香下

別表第1兵庫県明石警察署の部大蔵交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 明石市のうち

松が丘北町（朝霧川以東を除く。） 東山町 朝霧北町 朝霧台 朝霧山手町  
朝霧町1丁目から3丁目まで 北朝霧丘1、2丁目 東朝霧丘 中朝霧丘  
西朝霧丘 荷山町 東野町 太寺大野町 太寺天王町 太寺1丁目から4  
丁目まで 東人丸町 人丸町 大蔵八幡町 大蔵町 大蔵中町 大蔵本町  
大蔵天神町 天文町1、2丁目 相生町1丁目 中崎1丁目の一部（5街区東  
側道路以東） 大蔵海岸通1、2丁目

別表第1兵庫県明石警察署の部朝霧町交番の項を削り、同部小久保交番の項中「和坂（西日本鉄道山陽本線以南を除く。）」を「和坂（西日本旅客鉄道山陽本線以南を除く。）」に、「小久保（西日本鉄道山陽本線以南を除く。） 藤江の一部（西日本鉄道山陽本線北端線以北）」を「小久保（西日本旅客鉄道山陽本線以南を除く。） 藤江の一部（西日本旅客鉄道山陽本線南端線以北）」に改め、同部西明石交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 明石市のうち

貴崎5丁目の一部（8、9街区東側道路以西） 川崎町（1街区西側道路以東を除く。） 西明石南町1丁目から3丁目まで 和坂の一部（西日本旅客鉄道山陽本線以南） 小久保の一部（西日本旅客鉄道山陽本線以南） 西明石西町1、2丁目 別所町 東藤江1、2丁目 藤江の一部（西日本旅客鉄道山陽新幹線以南のうち、藤江川以東かつ山陽電気鉄道本線北端線以北）

別表第1兵庫県明石警察署の部林崎交番の項を削り、同部藤江交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 明石市のうち

和坂稲荷町 宮の上 立石1、2丁目 貴崎1丁目から4丁目まで 貴崎5丁目（8、9街区東側道路以西を除く。） 南貴崎町 林崎町1丁目から3丁目まで 林1丁目から3丁目まで 松江 川崎町の一部（1街区西側道路以東） 藤が丘1、2丁目 藤江（西日本旅客鉄道山陽新幹線以南のうち、藤江川以東かつ山陽電気鉄道本線北端線以北を除く。）

別表第1兵庫県明石警察署の部大久保南交番の項所管区域の欄を次のように改める。

## 明石市のうち

藤江の一部（西日本旅客鉄道山陽新幹線北端線以北かつ西日本旅客鉄道山陽本線南端線以南） 大久保町森田（西日本旅客鉄道山陽本線以北を除く。） 大久保町大久保町（西日本旅客鉄道山陽本線以北を除く。） 大久保町わかば 大久保町ゆりのき通1丁目から3丁目まで 大久保町谷八木（西日本旅客鉄道山陽新幹線以南を除く。） 大久保町八木（西日本旅客鉄道山陽新幹線以南を除く。） 大久保町福田（西日本旅客鉄道山陽本線以北を除く。） 大久保町福田1丁目から3丁目まで 大久保町江井島（山陽電気鉄道本線以南を除く。） 大久保町西島（山陽電気鉄道本線以南を除く。） 魚住町金ヶ崎（亥の池西端から亥の谷池東端を経て新池東端まで延長した線以西を除く。）

別表第1兵庫県明石警察署の部大久保交番の項所管区域の欄を次のように改める。

明石市のうち

大久保町松陰新田 大久保町森田の一部（西日本旅客鉄道山陽本線以北） 大久保町松陰 大久保町松陰山手 大久保町 大久保町の一部（西日本旅客鉄道山陽本線以北） 大久保町駅前1、2丁目 大久保町大窪の一部（市道大久保10号線以南及び市道大久保18号線以東） 大久保町西脇（市道大久保748号線以北を除く。） 大久保町茜1丁目から3丁目まで 大久保町緑が丘 大久保町福田の一部（西日本旅客鉄道山陽本線以北）

別表第1兵庫県明石警察署の部高丘交番の項中「大久保町大窪の一部（1429番地から3140番地まで）」を「大久保町大窪（市道大久保10号線以南及び市道大久保18号線以東を除く。）」に、「大久保町西脇の一部（堀切）」を「大久保町西脇の一部（市道大久保748号線以北）」に改め、同部八木交番の項を削り、同部江井島交番の項所管区域の欄を次のように改める。

明石市のうち

大久保町谷八木の一部（西日本旅客鉄道山陽新幹線以南） 大久保町八木の一部（西日本旅客鉄道山陽新幹線以南） 大久保町江井島の一部（山陽電気鉄道本線以南） 大久保町西島の一部（山陽電気鉄道本線以南）

別表第1兵庫県加古川警察署の部加古川駅前交番の項を次のように改める。

|         |             |                                                                                                                                                            |
|---------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 加古川駅前交番 | 加古川市加古川町篠原町 | 加古川市のうち<br>加古川町篠原町 加古川町寺家町 加古川町本町 加古川町木村の一部（市道平野西河原線北端線以北） 加古川町西河原 加古川町栗津の一部（市道平野西河原線北端線以北かつ県道別府港加古川停車場線西端線以西） 加古川町大野 加古川町中津 加古川町河原 加古川町溝之口 加古川町平野 加古川町美乃利 |
|---------|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

別表第1兵庫県加古川警察署の部平津交番の項を削り、同部神吉交番の項所管区域の欄を次のように改める。

加古川市のうち

東神吉町神吉 東神吉町天下原 東神吉町升田 東神吉町出河原 東神吉町砂部 東神吉町西井ノ口 西神吉町辻 西神吉町岸 西神吉町大国 西神吉町西村 西神吉町中西 西神吉町宮前 西神吉町鼎 米田町平津 米田町船頭 志方町志方町 志方町上富木 志方町投松 志方町西飯坂 志方町西中 志方町氷室 志方町西牧 志方町山中 志方町原 志方町成井 志方町西山 志方町横大路

別表第1兵庫県加古川警察署の部鳩里交番の項中「加古川町栗津（東本町及び市道平野西河原線北端線以北並びに県道別府港加古川停車場線西端線以西を除く。）」を「加古川町栗津（市道平野西河原線北端線以北かつ県道別府港加古川停車場線西端線以西を除く。）」に改め、同部土山交番の項中「西日本鉄道山陽本線」を「西日本旅客鉄道山陽本線」に改め、同部稲美交番の項所管区域の欄を次のように改める。

加古郡のうち

稲美町

別表第1兵庫県加古川警察署の部稲美東交番の項を削り、同部尾上交番の項中「尾上町口里（神鋼住宅を除く。）」を「尾上町口里」に改め、同部別府交番の項中「平岡町一色の一部（一般国道250号明姫幹線以南） 尾上町口里の一部（神鋼住宅）」を「平岡町一色の一部（一般国道250号明姫幹線以南）」に改め、同部本荘交番の項所管区域の欄を次のように改める。

加古郡のうち  
播磨町のうち

本荘 本荘1丁目から4丁目まで 北本荘1丁目から7丁目まで 東本荘  
1丁目から3丁目まで 宮北1丁目から3丁目まで 古宮 古宮1丁目から  
7丁目まで 二子の一部(西日本旅客鉄道山陽新幹線敷地以南) 宮西  
宮西1丁目から3丁目まで 新島 東新島

別表第1兵庫県加古川警察署の部野添交番の項所管区域の欄を次のように改める。

加古郡のうち  
播磨町のうち

二子(西日本旅客鉄道山陽新幹線敷地以南を除く。) 野添(西日本旅客鉄  
道山陽本線以北を除く。) 上野添1丁目から3丁目まで 北野添1丁目か  
ら3丁目まで 西野添1丁目から5丁目まで 東野添1丁目から3丁目ま  
で 南野添1丁目から3丁目まで 大中1丁目から4丁目まで 南大中1  
丁目から3丁目まで 古田1丁目から3丁目まで 北古田1、2丁目

別表第1兵庫県加古川警察署の部新神野交番の項及び日岡交番の項を削り、同部神野交番の項所管区域の欄を次のように改める。

加古川市のうち

神野町神野 神野町西条 西条山手1、2丁目 神野町石守 神野町石守1  
丁目から3丁目まで 神野町西之山 神野町福留 神野町福留1丁目 新神  
野1丁目から8丁目まで 神野町日岡苑 山手1丁目から3丁目まで 八幡  
町下村 八幡町野村 八幡町宗佐 八幡町船町 八幡町上西条 八幡町中西  
条 上荘町国包

別表第1兵庫県加古川警察署の部八幡交番の項を削り、同部両荘交番の項中「平荘町池尻(平荘湖及び外周道路を除く。)」を「平荘町池尻」に改め、同部志方交番の項を削り、同表兵庫県高砂警察署の部曾根交番の項所管区域の欄を次のように改める。

高砂市のうち

伊保町中筋 中筋1丁目から4丁目まで 曾根町 時光寺町 春日野町 北  
浜町西浜 北浜町北脇 北浜町牛谷

別表第1兵庫県高砂警察署の部北浜交番の項を削り、同表兵庫県姫路警察署の部八代交番の項中「梅ヶ谷町」を「梅ヶ谷町」に、「八代緑ヶ丘町」を「八代緑ヶ丘町」に改め、同部野里駅前交番の項中「梅ヶ枝町」を「梅ヶ枝町」に改め、同部仁豊野交番の項を削り、同部花田交番の項所管区域の欄を次のように改める。

姫路市のうち

花田町高木 花田町小川 花田町上原田 花田町加納原田 花田町勅旨 花  
田町一本松 飾東町佐良和 飾東町庄 飾東町豊国 飾東町塩崎 飾東町北  
山 飾東町志吹 飾東町唐端新 飾東町夕陽ヶ丘

別表第1兵庫県姫路警察署の部豊国交番の項を削り、同部豊富交番の項所管区域の欄を次のように改める。

姫路市のうち

砥堀 仁豊野 豊富町豊富 豊富町甲丘1丁目から4丁目まで

別表第1兵庫県飾磨警察署の部白浜交番の項所管区域の欄を次のように改める。

姫路市のうち

飾磨区妻鹿 飾磨区妻鹿日田町 飾磨区妻鹿常盤町 飾磨区妻鹿東海町 白浜町 白浜町寺家1、2丁目 白浜町神田1、2丁目 白浜町灘浜 白浜町宇佐崎北1丁目から3丁目まで 白浜町宇佐崎中1丁目から3丁目まで 白浜町宇佐崎南1、2丁目

別表第1兵庫県飾磨警察署の部妻鹿交番の項を削り、同部今宿交番の項中「藤ヶ台」を「藤ヶ台」に改め、同部英賀保駅前交番の項中「飾磨区富士見ヶ丘町」を「飾磨区富士見ヶ丘町」に改め、同表兵庫県網干警察署の部新在家交番の項所管区域の欄を次のように改める。

姫路市のうち

網干区垣内本町 網干区興浜 網干区新在家 網干区垣内西町 網干区垣内南町 網干区余子浜 網干区大江島 網干区浜田 網干区垣内中町 網干区垣内東町 網干区北新在家 網干区大江島寺前町 網干区大江島古川町 網干区宮内 網干区網干浜 網干区垣内北町

別表第1兵庫県網干警察署の部本町交番の項及び浜田交番の項を削り、同部網干駅前交番の項所管区域の欄を次のように改める。

姫路市のうち

網干区坂上 網干区坂出 網干区津市場 網干区和久 網干区高田 網干区福井 勝原区朝日谷 勝原区大谷 余部区上川原 余部区上余部 余部区下余部

別表第1兵庫県網干警察署の部東芝前交番の項を削り、同部広畑交番の項中「西日本鉄道山陽線」を「西日本旅客鉄道山陽本線」に改め、同部八幡交番の項中「西日本鉄道山陽本線」を「西日本旅客鉄道山陽本線」に改め、同表兵庫県たつの警察署の部中「西日本鉄道姫新線」を「西日本旅客鉄道姫新線」に改め、同表兵庫県美方警察署の部浜坂駅前交番の項所管区域の欄を次のように改める。

美方郡のうち

新温泉町のうち

浜坂 芦屋(国道178号芦屋坂頂上から城山及び知々見山を見通す線以西を除く。) 清富 指杭 田井 福富の一部(岸田川左岸以西のうち西日本旅客鉄道山陰本線以北) 三谷の一部(国道178号以北)

別表第1兵庫県美方警察署の部栃谷駐在所の項中「西日本鉄道山陰本線」を「西日本旅客鉄道山陰本線」に改める。

附 則

この規則は、令和7年1月31日から施行する。

正 誤

○令和6年12月24日付け(兵庫県公報第578号)

企業庁公告(兵庫県企業庁施設における電気調達等に係るプロポーザルの実施)中

| (ページ) | (行)  | (誤)          | (正)          |
|-------|------|--------------|--------------|
| 9     | 下から7 | 令和7年2月14日(木) | 令和7年2月14日(金) |